

社会福祉施設の 労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内で発生した休業4日以上労働災害による全産業の死傷者数は長期的には減少傾向にありますが、**社会福祉施設では年々増加**し、全産業に占める比率も高くなっています。

また、「**転倒災害**」と「**動作の反動・無理な動作災害**」が多く、この2つを合わせると全体の**7割**を超えています。4S（整理、整頓、清掃、清潔）の励行とKY（危険・予知）活動により転倒災害を防ぎましょう。

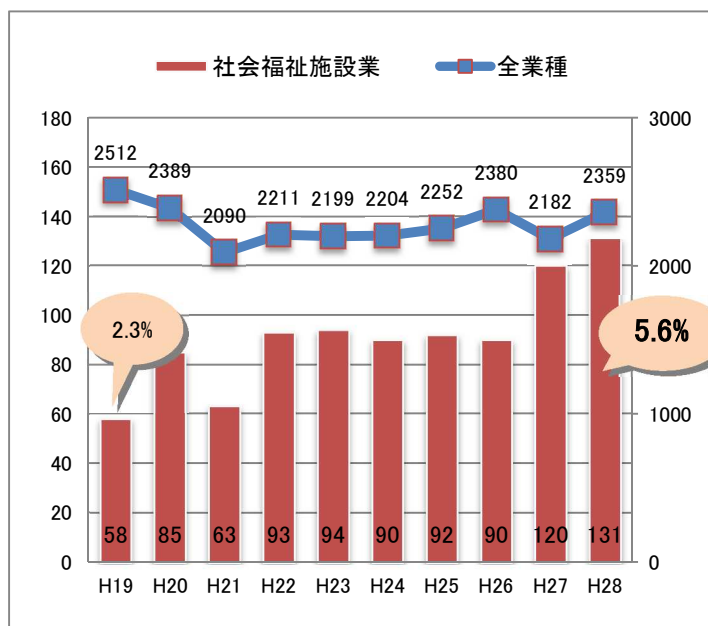


図-1 全業種及び社会福祉施設業における労働災害発生年別推移
資料:労働者死傷病報告

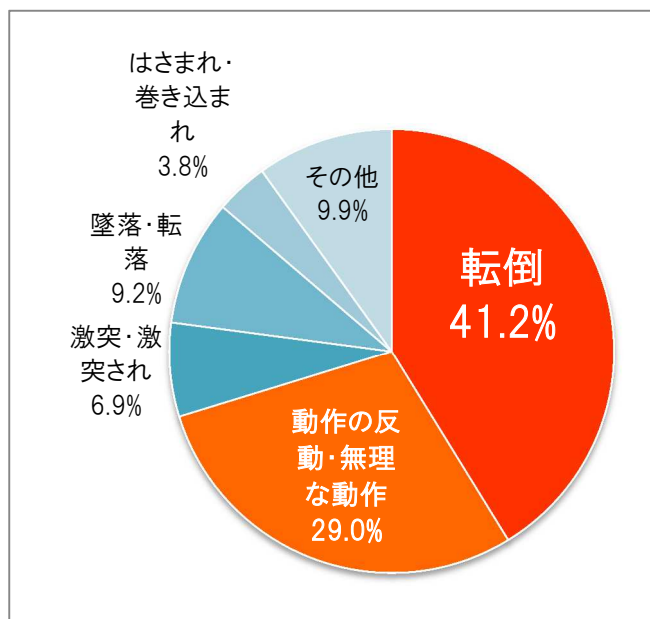


図-2 社会福祉施設業での事故の型別労働災害発生状況(平成28年)
資料:労働者死傷病報告

社会福祉施設では、**経験年数の少ない**労働者や、**50歳以上**の労働者による労働災害が多く発生しています。

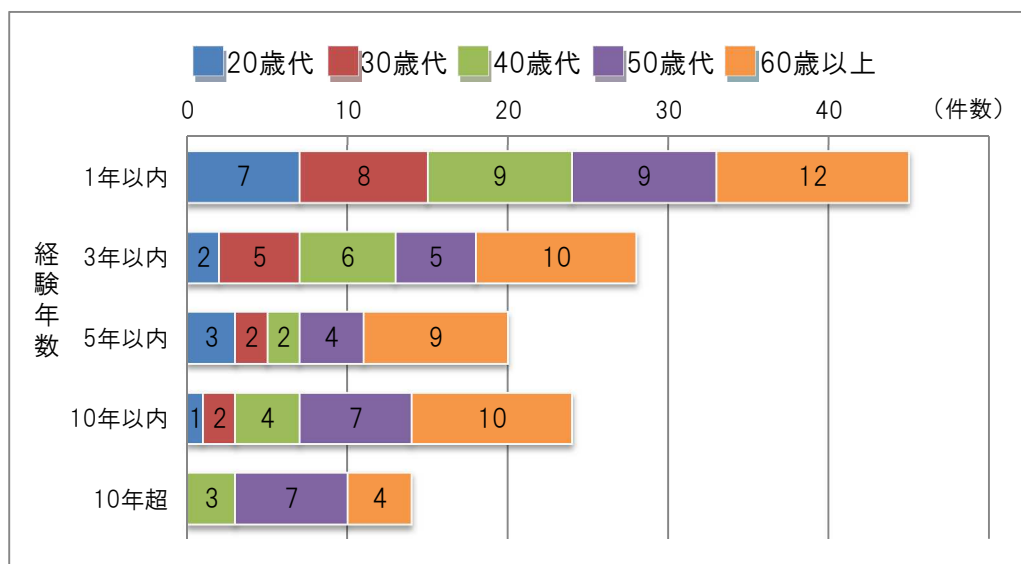


図-3 社会福祉施設業での年代別・経験年数別労働災害発生状況(平成28年)
資料:労働者死傷病報告

社会福祉施設では、休業1月以上の重篤な災害が全体の半数以上を占めています。

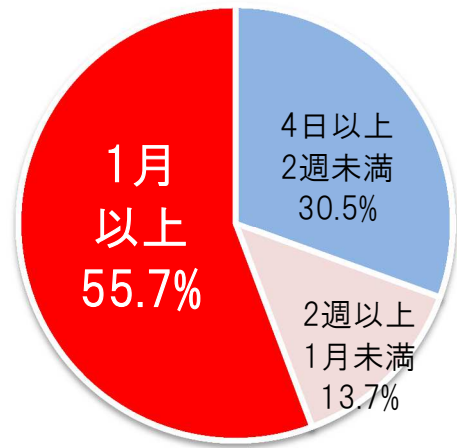
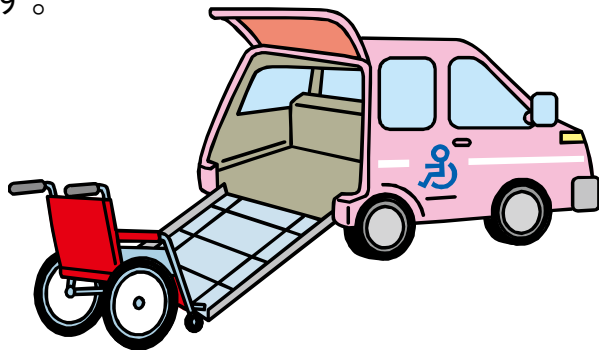


図-4 社会福祉施設での災害程度別労働災害発生状況(平成28年)
資料:労働者死傷病報告

転倒防止対策

転倒の原因として、「つまずき」、「すべり」、「筋力の衰え」があります。

つまずき防止対策

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない。
- ・床面の凹凸をできるだけなくす。
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す。
- ・通路、作業床・歩み板の安全な通行のための照明の方法を講じる。

すべり防止対策

- ・床面を良く清掃する。
- ・床面の水や油は良くふき取る。
- ・滑り止めのマットを敷く、テープを貼る。
- ・滑りにくい靴を履く。



筋力の衰えを防ぐ対策

- ・簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です。

転倒災害事例

(平成28年 群馬労働局管内)

▼50歳代の女性看護師(経験年数10ヶ月)が、洗濯物を運んでいる際に、履いていたスリッパで滑って転倒し、足を骨折した(休業3ヶ月)。

▼60歳代の女性職員(経験年数8年)が、風呂掃除から廊下に出た際、脱衣場前の濡れていた床で滑って転倒し、膝を骨折した。(休業2ヶ月)。

▼40歳代の女性作業療法士(経験年数6年)が、利用者宅から車に戻る際、雪のため凍結した路面で足を滑らせて転倒し、手首を骨折した(休業2ヶ月)。

腰痛防止対策

[腰痛予防対策の進め方]

① 作業姿勢と動作に関する注意

介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりを長く保つ作業が多くなります。こうした作業による腰部負担を軽減するために「適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせるなどにより、同一姿勢を長時間続けないようにさせること」を基本に、作業姿勢と動作などに留意してください。



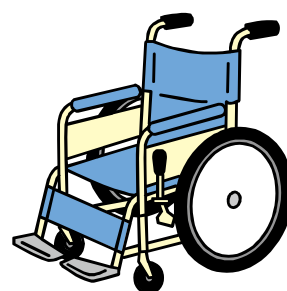
② 作業標準の作成

作業標準とは、仕事を行う上での手順や決め事です。作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとしてください。

③ 介護者の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮してください。

作業量に見合った適切な人員配置を行ってください。



④ 施設および設備の構造の改善

介護ができる部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造などの設備の改善を行ってください。

腰痛災害事例

(平成 28 年 群馬労働局管内)

▼ 30 歳代の男性訪問介護職員（経験年数 3 年）が、利用者の歩行練習の際、転倒しそうになった利用者を支えた時に、腰に強い痛みを感じた（休業 6 ヶ月）。

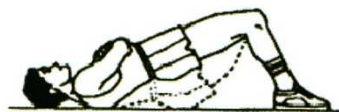
▼ 40 歳代の男性介護職員（経験年数 3 年）が、ベッドから車いすへの移乗介助の際、利用者の体を抱えた時に、腰に強い痛みを感じた（休業 3 ヶ月）。

▼ 60 歳代の女性介護職員（経験月数 3 ヶ月）が、利用者の衣服交換作業中、体位交換を行った時に、腰に強い痛みを感じた（休業 2 ヶ月）。

参考 腰痛防止体操(抜粋)

《胴体やお尻の筋力を増強させる体操》

- 1 仰向けで膝を曲げ、軽くお尻を持ち上げます。
- 2 20回、1日2回行います。



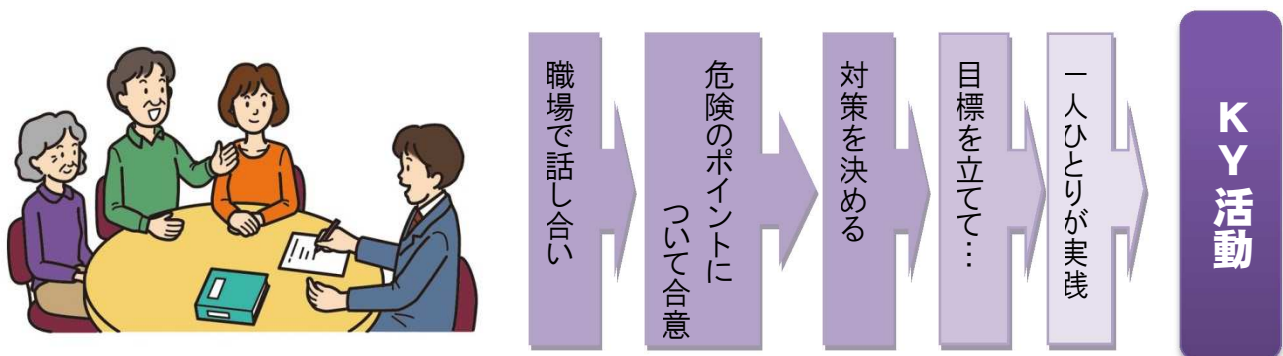
- 1 仰向けで、腕を頭の後ろに組みます。
- 2 ゆっくりと左右交互に片足を上げます。
- 3 20回、1日2回行います。



KY活動

人間は誰でも、つい「ウっかり」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの**不安全行動(ヒューマンエラー)**をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスが **KY(危険・予知)活動**です。



安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者[※]に義務づけています。

安全衛生管理体制は、事業所の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

規模(労働者数)	規模別安全衛生管理体制	
※ 50～999人	事業者 → 産業医 → 衛生管理者(規模に応じ1～3人)	衛生委員会
10～49人	事業者 → 衛生推進者	安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること
1～9人	事業者	安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること

※1,000人以上の事業場においては、これらに加え総括安全衛生管理者の選任をする必要があります。
また、衛生管理者についても規模に応じ3～6人選任してください。